

明石市公営企業管理者 東 俊 夫
(公印省略 上下水道局経営管理室総務課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市上下水道局経営管理室営業課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市上下水道局営業関連業務及び給水装置関連業務包括委託(長期継続契約)
- (2) 業 務 場 所 ①明石市役所分庁舎内(明石市中崎1丁目5番1号)
②明石川浄水場内(明石市大道町1丁目11番1号)
③明石市水道事業給水区域内
- (3) 業 務 概 要 ① 営業関連業務
水道メーター検針、料金収納、開閉栓受付、滞納整理、
料金システム構築・運用等
② 給水装置関連業務
給水装置竣工検査、穿孔監督、給水装置関連受付等
- (4) 履 行 期 間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 見 積 限 度 額 177,058,627円(税抜き)(令和8年10月～令和9年3月)
1,737,859,000円(税抜き)(5年総額)

2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) プロポーザルの参加者は次のとおりとする。なお、仕様書に示す一部業務の再委託については、本市の承諾を得たうえで認める。
- ① 参加者は、単独又は共同企業体とする。
- ② 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の「サービス業務の部」に、契約の種類が「サービス」で登録されていること。
- ③ 平成27年4月1日から令和8年1月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る水道事業営業関連業務及び給水装置関連業務の委託の全部又は一部を元請として完了した業務実績を有すること。
- ④ 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を保有しており、その者を本業務における専任の業務責任者として配置できること。
- (2) 共同企業体で参加する場合の条件
- ① 共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)は、当該年度に競争入札等参加資格審査の結果

適格となった者で、明石市入札参加資格者名簿に登録された者とする。

- ② 構成員は、単独又は2以上の同一種類の共同企業体の構成員となることができない。
 - ③ 構成員の数は、3者以内とする。
 - ④ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、構成員の数に応じ、次の割合以上でなければならない。
 - ア 2者の場合 30%以上
 - イ 3者の場合 20%以上
 - ⑤ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大である者とし、代表構成員が業務提案参加の申請及び手続きを行うこと。
 - ⑥ 共同企業体を結成しようとする者は、参加申請受付終了日までに、参加申請書とともに共同企業体協定書を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。
 - ⑦ 共同企業体の構成員の脱退については、次のとおりとする。
 - ア 共同企業体結成から契約締結までの間、構成員は、管理者および他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。
 - イ 契約締結後は、破産又は解散の場合を除き、脱退することができない。
 - ⑧ 共同企業体は契約の途中において、構成員に重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な理由が生じたため構成員を除名しようとする場合には、管理者の承認を得なければならない。
 - ⑨ 共同企業体の場合、契約の当事者は、市と共同企業体の各構成員とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (4) 明石市上下水道局契約規程（平成21年水道事業管理規程第13号）（以下、「契約規程」という。）第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
 - (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
 - (7) 公告日において納期限が到来している明石市上下水道局の水道料金及び明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
 - (8) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
 - (9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

令和8年2月19日（木）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、上下水道局経営管理室総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5064）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-911-4066）により上下水道局経営管理室総務課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。
令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）午前10時まで
- (2) 質問に対する回答
令和8年2月26日（木）午後3時から明石市ホームページにおいて公表します。
- (3) 回答の扱い
質問に対する回答は、仕様変更及び仕様追加とする場合があります。

5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）
 - イ 参考見積書（令和8年度用）（1部原本、11部コピー／様式5）
参考見積書（5年総額用）（1部原本、11部コピー／様式5-1）
 - ウ 参考業務費内訳書（表紙）（12部／様式6）
 - エ 参考業務費内訳書（本体）（12部／任意様式）
 - オ 企画提案書（12部／「企画提案書作成要領」参照）
 - カ 公共性（施策反映）評価提出書（12部／「公共性（施策反映）評価について」参照）
 - キ 業務実績を証する書類（1部）
業務委託契約書（約款部分を除く）及び設計書（仕様書）の写し等、業務実績を確認することができる書類（写し）とします。
企画提案書の業務実績調書（様式10）に複数の業務実績を記載した場合は、記載した全ての業務実績について、それぞれ確認できる書類を提出してください。
 - ク 財務諸表（1部）
直近の決算(単独決算)における下記のことを全て提出してください。
 - ・損益計算書
 - ・貸借対照表
 - ・キャッシュフロー計算書
 - ケ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）
 - ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。
 - イ 令和8年2月26日（木）午後3時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。
 - ウ 提出期限は、令和8年3月5日（木）（必着）です。

明石市役所上下水道局経営管理室総務課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛
エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-911-4066）により明石市役所上下水道局経営管理室総務課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月19日（木） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。
- (2) 場所 明石市役所分庁舎 3階 313会議室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

令和8年10月以降において、月ごとに、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払います。
なお、各月の委託料の額は、年度にかかる総額を各月で均等に分割した額とします。

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

明石市上下水道局営業関連業務及び給水装置関連業務包括委託（長期継続契約）受託予定者選定要領の選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市上下水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合に

おいては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市上下水道局業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 長期継続契約について

本委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。

なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

16 年度開始前準備行為

本プロポーザル方式については、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約者と令和8年4月9日に契約を行うこととなります。(ただし、契約締結日時点においても契約予定者がプロポーザル方式参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル方式の参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下のプロポーザル方式参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。)

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本プロポーザル方式等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本プロポーザル方式参加者の負担となりますのでご注意ください。

17 準備期間について

受託者と決定した日から令和8年9月30日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、本公募型プロポーザル方式に参加してください。

18 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。